

次世代型農業生産構造確立特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(5.0+4.0) \div 2 = 4.5$

4.5

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	中心経営体への農地集積	153%	5
2	再生可能エネルギーの利用促進	133%	5
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	118%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 3 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 3 = 5.0$

5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.5+3.3+4.0) \div 3 = 3.6$

3.6

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業
 (事項)

・財産処分手続きの簡素化
 (概要)

・国との協議の結果、国庫補助事業で整備した施設に太陽光パネル等を設置する場合の財産処分手続きについて、施設の生産能力や利用規模に影響しない場合は届出不要であると確認できた。

専門家による評価の平均値

3.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.3

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.0

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

・いずれの取組も目標値を達成し、地域活性化に資する成果を上げている。

・集落営農の法人化に向けた取組が、集約化、雇用増等の成果につながっていることが評価される。今後は、農地関係の規制緩和、財政等の対策の検討も期待される。

・再生可能エネルギー活用農業施設については、パイロット的な位置付けと考えられるので、今後計画期間終了後の更なる普及拡大に向けた戦略の立案が望まれる。

・各評価指標がやや個別的な印象を受ける。特区の目的が総合的、集中的な施策推進にあることを踏まえると、例えば総合評価欄に、総合特区本来としての総合的な地域活性化や、あるいは地域経済の再活性化につながる視点での記述があると望ましい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.5 + 3.6 + 4.0 \times 2) / 4 = 4.0$

4.0

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。